

学校いじめ防止基本方針



杵築市立北杵築小学校

大分県杵築市大字溝井454

TEL (0978) 62-2552

FAX (0978) 62-2522

(令和8年度6月見直し)

も く じ

1 学校いじめ防止基本方針 (P1)

2 いじめとは (P1)

- (1) いじめの定義
- (2) いじめに対する基本的な考え方
 - ①いじめにみられる集団構造
 - ②いじめの態様
 - ③いじめの現状

3 いじめ防止の基本的な方向と取組 (P2)

- (1) 指導体制、組織体制
 - ①いじめ防止委員会
 - ②いじめ対策委員会
- (2) 年間指導計画

4 いじめ防止の措置 (P4)

- (1) 未然防止
 - ①いじめについての共通理解
 - ②子どもや学級の様子を知る
 - ③学習指導の充実
 - ④互いに認め合い、支え合い、助け合うなかまづくり
 - ⑤命や人権を尊重し豊かな心を育てる
 - ⑥保護者や地域へのはたらきかけ
- (2) 早期発見
 - ①日々の観察
 - ②情報収集
 - ③アンケート調査等
 - ④教育相談の実施
- (3) いじめの対応

5 ネットいじめへの対応 (P7)

- (1) ネットいじめとは
- (2) 「ネット上のいじめ」の具体例
- (3) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

6 重大事態への対応 (P7)

- (1) 重大事態とは
 - ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- (2) 重大事態への対応

1. 学校いじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見に取り組まなければならない。また、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、未然防止の活動は、教育活動全体と密接にかかわっており、すべての教職員共通理解のもと、実践していかななければならない。

そこで、本校では以下のような取り組みを策定した。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

(2) いじめの防止等に対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止や、早期発見に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

以下にあげるものは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にあたることがある。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会などのすべての関係者が一体となって、取り組むべき問題である。

①いじめにみられる集団構造

いじめは「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。

周りで見ている子どもたちの中から「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

②いじめの態様（抵触する可能性のある刑罰法規）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる（脅迫・名誉毀損・侮辱）
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（暴行）
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（暴行・傷害）
- 金品をたかられる（恐喝）
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする（窃盗・器物破損）
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする（強要・強制わいせつ）
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる（名誉毀損・侮辱）

※いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、関係機関と連携を取りながら、毅然とした対応をとることが必要である。

③いじめの現状（R3年度 文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課調査による）

- いじめ認知件数は、小学2年が最も多く（100,976件）、その後は学年が上がるにつれて減少。
- 小学生のいじめの態様別状況では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が57.0%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が25.0%と多くなっている。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

（1）指導体制、組織体制

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応を行うため中核となる組織を置く。

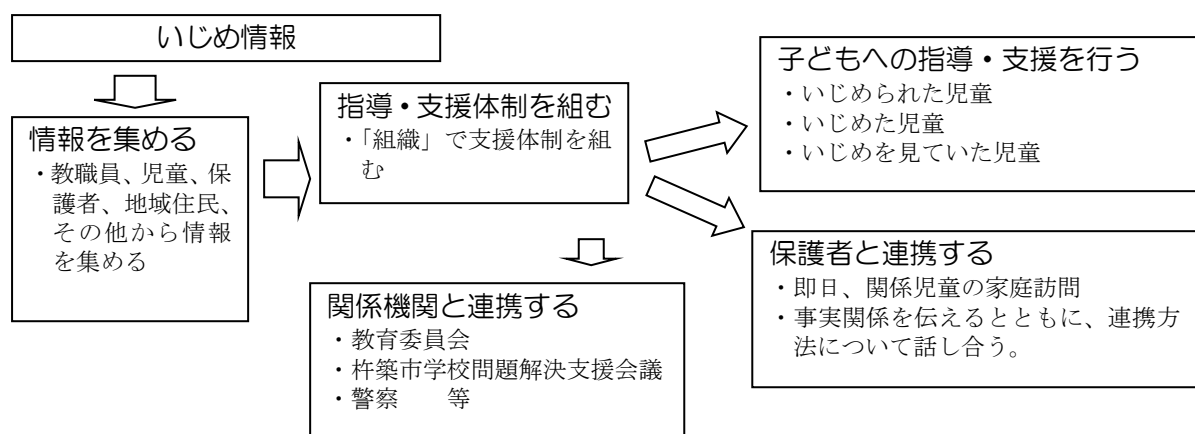
①いじめ防止委員会…いじめの未然防止と、いじめの早期発見のための組織

- 構成員：校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、その他
- 取組内容
 - ・学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成
 - ・研修会の企画立案
 - ・アンケートの実施と結果報告
 - ・未然防止の取組
 - ・早期発見の取組
 - ・各クラスの状況報告 等

②いじめ対策委員会…いじめを認知した場合、その解決に向けての組織

- いじめを認知した場合は、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。
- 構成員：校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、その他
- 取組内容
 - ・事実関係の正確な調査・把握と設置者（教育委員会）への報告
 - ・被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定
 - ・保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
 - ・警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
 - ・事態収束まで継続指導・経過観察 等

【組織的ないじめ対応の流れ】



(2) 年間指導計画

	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	会議・研修等
4	児童会めあて「北小ファイブ」		「いじめ防止委員会」 ・指導方針 ・指導計画等 職員研修①
5	修学旅行		保護者会において保護者向け啓発
6		いじめアンケート① 教育相談週間	
7	「北小ファイブ」の振り返り 宿泊体験活動（キャンプ）		
8			「いじめ防止委員会」 ・情報共有 ・今後の取組 職員研修②
9			
10	運動会		
11	ウォークラリー遠足 なかよし発表会	いじめアンケート② 教育相談週間	
12	「北小ファイブ」の振り返り		職員研修③
1			
2		いじめアンケート③ 教育相談週間	
3	「北小ファイブ」の振り返り		「いじめ防止委員会」 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討

※毎月15日「生活ふりかえりアンケート」を行う。

4. いじめ防止の措置

(1) 未然防止

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で、平素から共通理解を図る。

・生徒指導研修 ・子どもや学級についての情報交換 ・「いじめ」に関する研修等への参加

②子どもや学級の様子を知る

子どもや学級内の人間関係を把握する。また、日常の子どもたちのささいな言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推し量っていくことも大切である。

・日常的な観察 ・定期的な情報交換

③学習指導の充実

いじめの加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることが多い。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりや、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。

・学びに向かう集団づくり ・意欲的に取り組む授業づくり

④互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をつくり、自己有用感、自己肯定感が高められるように努める。また、児童による自発的・自治的な活動も大切にする。

・「北小ファイブ」の設定・振り返り ・なかよし発表会
・ウォークラリー遠足 ・宿泊体験活動 ・運動会 ・ボランティア活動 等

⑤命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権教育や道徳教育、子ども同士が様々な関わりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

・人権教育 ・道徳教育 ・情報モラル教育 ・体験活動（キャンプ等）

⑥保護者や地域へのはたらきかけ

いじめのもつ問題性や指導方針、家庭教育の大切さなどを理解してもらい、連携をはかる。

・相談体制の充実 ・学校いじめ防止基本方針等の周知
・各通信・ホームページでの情報発信

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。

日頃から児童を見守り、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員総互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。また、日頃より信頼関係の構築に努め、児童・保護者からの相談体制を整えておく。

①日々の観察

授業だけでなく、休み時間、放課後の子どもの様子に注意をはらい、子ども理解や集団の状態の把握に努める。

○登下校時・朝の会等

- ・欠席、遅刻、早退
- ・視線、態度 等

○授業時間

- ・身体の不調、保健室の出入りの頻度
- ・周りの子どもの態度
- ・机や教科書、ノート等の落書き 等

○給食時や休み時間

- ・食欲
- ・休み時間の行動
- ・他の学級の友人と過ごす 等

○その他生活全般

- ・元気がない
- ・持ち物隠し
- ・呼び捨て、あだな
- ・顔や体のあざ
- ・学級のグループの把握

②情報収集

- ・学校には、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる。
- ・定期的な教育相談や連絡帳による家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。
- ・学校の相談窓口（生活指導主任）を設け、保護者や地域からの情報を届きやすくする。
- ・定期的な職員相互の情報交換

③アンケート調査等

- ・毎学期ごと、「いじめに関するアンケート調査」の実施。
- ・毎月15日の「生活ふりかえりアンケート」実施

④教育相談の実施

- ・アンケート調査を受けての教育相談。
- ・各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び市町村福祉関係部署との連携。

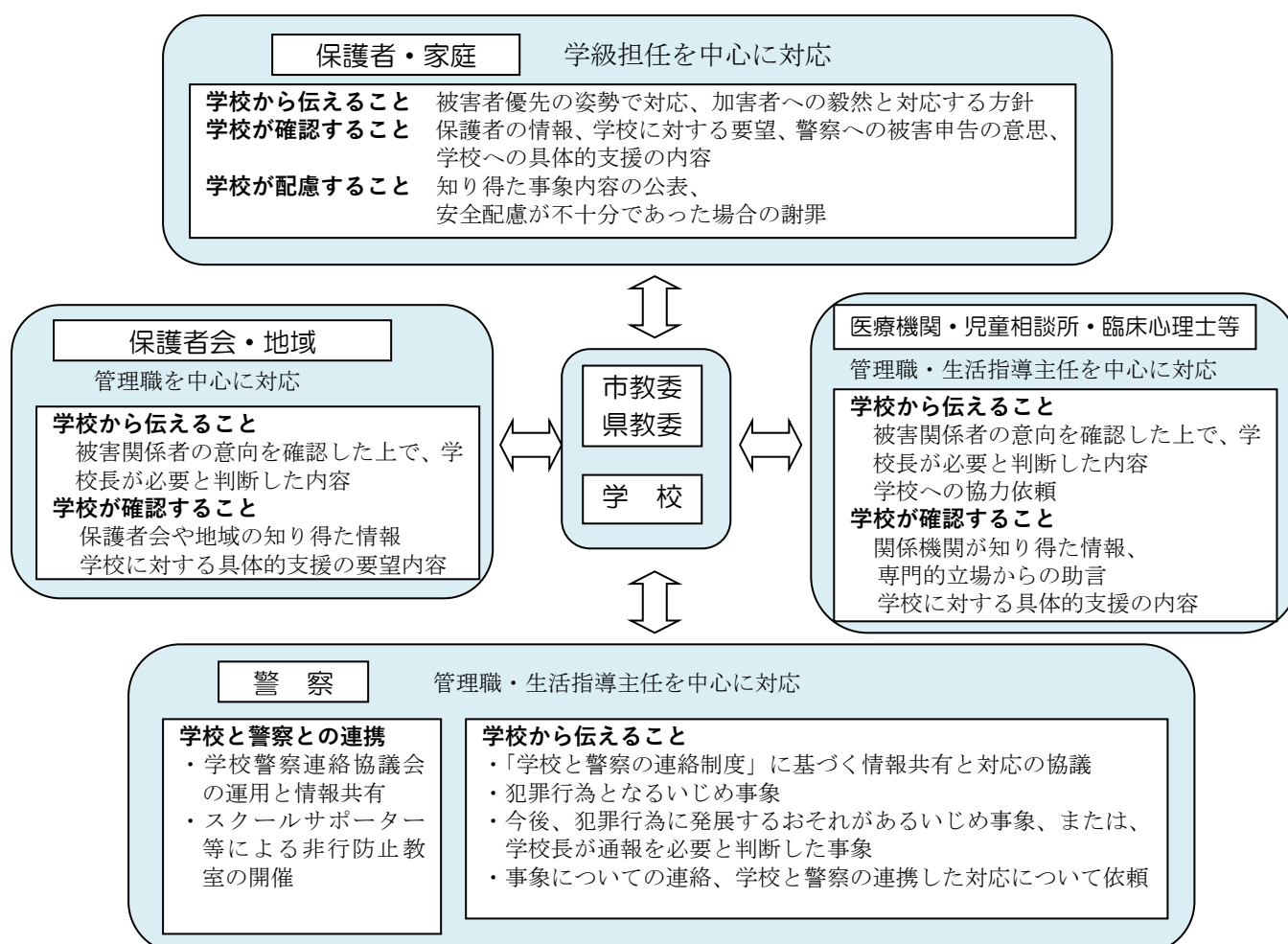
（3）いじめの対応

- いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「いじめ対策委員会」を開催する。
- いじめを受けた児童には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるように支援する。
- いじめを行った児童には、“いじめは決して許されない”行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童のいじめ行為に至った背景を把握の上、再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導の他、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。
- いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察と連携して対応する。

いじめの対応～具体的な支援～
【児童への対応】

	被害児童への支援	加害児童への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを護るという姿勢で対応
伝えること	・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること	・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと	・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	・身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性	・カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性
留意すること	・再発や潜在化 ・PTSD、自殺危険度のアセスメント	・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること	・観衆、傍観者も被害者になること

【保護者及び関係機関との連携】



5. ネットいじめへの対応

(1)「ネットいじめ」とは？

不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

- ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネットに流出し、それらが悪用されやすい。
- 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(2)「ネット上のいじめ」の具体例

- SNS やネット上に特定の児童に対して誹謗中傷を行う。
- SNS やネット上に特定の児童の実名、写真、住所、学校名等の個人情報を無断で掲載する。
- メッセージアプリやオンラインゲーム等における仲間外し。
- 特定の児童になりすまし、SNS やネット上で書きこみを行う。
- 特定の児童が SNS やネット上に掲載したものに対して、誹謗中傷を行う。

(3)「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

※児童に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損傷を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。
- ※児童や保護者から、“いじめられて重大事態に至った”という申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

【学校が調査主体となる場合】

学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- 組織の構成（公平性・中立性の確保）
校長・教頭・生活指導担当教員・養護教諭・関係教諭 + 弁護士・医師・教育委員会
- いじめの認知報告
- 調査方針・方法等の決定

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
- 関係者の個人情報に十分配慮。
- 得られた調査内容は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

いじめ解決への指導・支援方針の決定、指導体制の確立

- 指導・支援の対象、具体的手立て
- 継続指導・経過観察
- 事態収束の判断（被害者がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている）

※必要に応じて、教育委員会・警察・福祉関係・医療関係との連携を行う。